

国立大学法人鳴門教育大学教員選考規程

平成16年 4月 1日

規程第 7 号

改正 平成17年 3月14日規程第10号

平成18年10月11日規程第42号

平成19年 3月23日規程第 7号

平成20年 3月24日規程第57号

平成21年 3月31日規程第36号

平成21年 5月13日規程第64号

平成24年 3月19日規程第23号

平成25年 6月12日規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学教員選考基準に関する規則（平成16年規則第21号）に基づく教授、准教授、講師及び助教（以下「教員」という。）の選考を適正かつ円滑に行うために必要な手続きについて定める。

(定義)

第2条 この規程で「教育部長」とは、国立大学法人鳴門教育大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第24条第3項に規定する教育部長をいう。

2 この規程で、「専攻長」とは、学則第25条第2項に規定する専攻長をいう。

3 この規程で「人事委員会」とは、国立大学法人鳴門教育大学教育研究評議会規則（平成16年規則3号）第9条の規定に基づき、教育研究評議会に置く国立大学法人鳴門教育大学人事委員会をいう。

(選考の時期)

第3条 教員の選考は、原則として採用又は昇任させようとする日の2か月前までに終えるものとする。

(選考開始申出等)

第4条 教育部長又は専攻長（高度学校教育実践専攻に限る。以下同じ。）は、教員の選考を開始する必要があるときは、あらかじめ別記様式第1号の教員選考申出書を学長に提出しなければならない。

2 学長は、教員の選考を行う必要があるとしたときは、理事、教育部長又は専攻長に対し、教員選考申出書を提出させることができる。

3 教育部長は、教員選考の申出を行う場合には、あらかじめ当該教育部の意見を聴くものとし、当該教員選考がセンターの運営又は高度学校教育実践専攻に係わる場合は、当該センター所長又は専攻長の意見を聴くものとする。

4 専攻長は、教員選考の申出を行う場合には、あらかじめ専攻会議及び関係する教育部長の意見を聴くものとし、当該教員選考がセンター運営に係わる場合は、当該センター所長の意見を聴くものとする。

5 理事、教育部長又は専攻長は、教員の選考に当たり公募を行う必要があるときは、教員選考申出書と併せて別記様式第2号の教員公募要領を学長に提出しなければならない。

6 学長は、教員選考の申出があったときは、速やかに当該選考について、教育研究評議会に付議しなければならない。

7 教育研究評議会は、前項の教員選考の申出を承認したときは、速やかに人事委員会に教員選考の開始を指示するものとする。

8 学長は、本学の教員人事の方針を踏まえ、教員選考に関し人事委員会に対し意見を述べることができる。

(候補者の決定)

第5条 教員選考候補者の決定は、人事委員会において行う。

(報告)

第6条 人事委員会は、教員選考候補者を決定したときは、別記様式第3号の教員選考候補者決定報告書を学長に提出しなければならない。

(教員選考)

第7条 学長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに教育研究評議会に付議しなければならない。

2 教育研究評議会における教員選考において不適格と判定された者は、その日から1年を経過した後でなければ、同一職名による判定の対象とすることができない。

(就任交渉)

第8条 教員選考が成立した場合の教員の就任の交渉は、学長又は学長が指名した者が行う。

第9条 学長は、教育研究評議会において教員選考候補者を選考した場合は、教授会に教員選考候補者を報告するものとする。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、教員の選考手続きに関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際現に設置されている教員選考委員会及び選出されている委員は、この規程により設置及び選出されたものとみなす。

3 前項に係る教員選考委員会委員長は、教員選考候補者を決定したときは、第6条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成20年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 施行日において、すでに設置されている教員選考委員会及び当該委員は、改正後の規定に基づき設置及び選出されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月12日から施行する。

別記様式第1号（第4条第1項関係）

教 員 選 考 申 出 書

平成 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

教育部・専攻名 _____

教育部長・専攻長名 _____ 印

下記のとおり教員選考を申し出ます。

専 門 分 野		採用・昇任の別	採 用 ・ 昇 任 (対象者名 (歳))
任用予定職名		任用予定日	平成 年 月 日
担当予定授業科目名（負担単位数）	大学院		
	学 部		
前任者の担当授業科目名（負担単位数） （嘱託講師で補っていた場合は、Ⓜと表示する。）	大学院		
	学 部		
選考申出事由（コース等の名称・目的及び選考しようとする教員の役割）			

- 備考
- 1 「採用・昇任の別」欄中の年齢は、任用予定日現在で記入すること。
 - 2 昇任の場合、「前任者の担当授業科目名」欄は、現在担当している授業科目名を記入すること。
 - 3 教員公募を行う場合は、別記様式第2号の教員公募要領を併せて提出すること。
 - 4 規格は、A4とする。

別記様式第2号（第4条第5項関係）

教 員 公 募 要 領

平成 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

教育部・専攻名 _____

教育部長・専攻長名 _____ 印

1 教育部名（コース名）

2 職名及び人員

3 専門分野

4 資格

5 担当予定授業科目

大学院
学 部

6 採用予定日

7 任期

8 公募締切日（予定）

平成 年 月 日（ ） 午前・午後 時（必着）

9 提出書類

10 書類提出先

11 その他

備考 規格は、A4とする。

別記様式第3号（第6条関係）

教員選考候補者決定報告書

平成 年 月 日

国立大学法人鳴門教育大学長 殿

人事委員会委員長 _____ 印

1 候補者の現職 ふりがな 氏 名 (男・女) (昭和 年 月 日生)	
2 任用予定職名	3 任用予定日 平成 年 月 日
4 任 期	任期满了予定日 平成 年 月 日
5 選考経過の概要	
6 決定をした日	平成 年 月 日
7 出席委員	人 (欠席者氏名)
8 判定結果	
9 申出事由に基づく決定理由 (基準に関する規則第2条の項目に照合のこと。)	

添付書類 教員選考調書 業績目録 その他 ()

備考 規格は、A4とする。